要求ノ件

一、従来ノ勤務六日間一日ヲ休日トセシヲ四日勤務五日間一日公休ト要求セリ

一、城田安穏駅長ヲ排斥ス、

右ハ駅長ガ就業者三名ニ個人的ノ不満ヲ懐キ以テ排斥セントシタル不都合アリタルニ因リ十二月ヲ以テ之ヲ通告シ勤解決セリ

四、日清製粉会社従業員ノ場合（九、一一、二五）

所在地、横浜市安善町従業町七八、

使用人ノ総数　約八名

争議参加者数　全員

要求貫徹ノ経過

職工ノ不満ガ従来ヨリ工場主ニ対シ職工待遇ヲ要求シ右ノ要求書ヲ提出セ

セシ右代表者ガ極力勤労シテ之ガ解決ヲ計リシモ困難ナリ（以下ノ如シ）

一、北支事変ニ相当スル退職手当支給ノ件、

二、職工ノ勤務年限ヲ公表スル事、

三、月二回ノ定例休日ニ従来日給制ナリシヲ会社負担トシ給与セラレタシ

要求ス、

四、休憩時間午前十五分　午後十五分ヲ追加セラレタシ

要求ス、

五、労働時間ヲ短縮セラレタシ要求ス、

六、賃金ハ一時間ニ付従来ノ四銭ヲ増シ五銭トセラレタシ

要求ス

右ノ要求ニ対シ会社側ハ交渉ノ結果十一月二十二日ニ職工ノ要求ヲ容レ解決セシ代償トシテ百三十四円ヲ支給シ

其ノ他ハ二十六日ニ至リ円満解決セリ。